

健康文化

近世の学校規則にみる疾病観

高木 靖文

近年、病の社会・文化史的意義に着目する研究者が増え、興味深い成果も多いが、私のように藩校・寺子屋・私塾・郷学といった近世の学校教育の研究に携わっているものにとっても、「病」は決して無縁の問題ではない。藩校教師の日記や学校の日誌を読んでいて、教職員・生徒の病欠・療養に関する記事に出くわす事は度々である。昔も今も、子どもや教師は教育を成り立たせる要件なのであるから、理由がなんであれ彼らの不在は、学校当局にとって看過できない問題であったわけであり、やがて疾病に対する様々な規則を持つに至ったようである。しかしながら、江戸時代の学校のそうした記事を読んでいると、子どもにとって学校とは何かという今日的な問題を考える上でも、思いあたる節が少なくないのに気づくのである。

大名家家中の教育を目的として設置された「藩校」は、近世においては制度的に最も整備された学校の一つであるが、生徒の病は、(1)授業欠席の理由、(2)就学(入学)猶予の理由、(3)生徒の隔離の理由、(4)その他として校則に現れてくる。明治23年に文部省総務局が刊行した『日本教育史資料』をみると、少なくとも34校で何らかの規定が設けられたことが分かる。石川謙博士の調査に拠れば、確認される藩校開設数は255校であったという(『日本学校史の研究』)から、余りにも少ない数字ではあるが、明文化されていなくとも、罹病した生徒に対する取扱い法は、多くの藩で定式化されていたのではないかと思う。

『同資料』が収録する学校規則から、生徒(および教師的生徒)の疾病に対する規定を設けていた藩を一覧にすると、表のようになる。

それら藩校の規則中もっとも多いものは、授業の欠席理由の一つとして罹病を挙げてもよいとする場合であろう。西大路藩校のように、通例は「疾病事故アリテ日課欠席スルモノハ、必ス之ヲ教官ニ達ス」(1-457)ることになっていたと思うが、彦根藩の享和元年の達しでは、「諸生衆是迄煩指合之節、御目付方へビラ紙ニテ断届被差出候へトモ以来ハ親兄ヨリ印付書付ニテ可被指出候」「館中ニテ俄ニ病気等ニテ断之節ハ是迄之通り」(395)とあり、校内での発病を除いて、父兄の請け書き(証明)を求める場合もあった。それらの規定は概ね、

学生の勤怠を監視する目的と深く関わっており、罹病を欠席の理由として認定はするが、かなり厳密に取り扱われ、単なる口実であれば退学などの処罰を加えたのである。弘前藩では、病のせいで授業開始の定刻に間に合わなければ連絡するよう求めているし、福井藩・米沢藩のように、「不参」3日以上にわたる場合は届けよとした所も多い。

寄宿寮をもつ藩校では、さらに細々とした規定があった。それは、管理上の必要からばかりではなく、そこが人材育成の場と見做されており、模範的学生による高度な学習の場でもあったからである。それゆえ諸種の生活上の制禁に加えて、罹病した場合の扱いや心得が定められている。慶応2年12月に作成された尾張藩明倫堂の「在舎学生規則」によれば、学生の修行は、「第一上の法禁を守り貴を敬ひ賢を尊ひ、(中略)人の美を成し人の悪を成さざる様に篤行を第一にし、都て無益の雑話に時刻を移さず、惰慢の行跡無之、言行の二つを相慎へき」(130)のものであったが、そこでの罹病は「業を懈り行を敗り捷に違」う行為ではないものの、確かに管理さるべき事態であり、「在舎生病気の節は監生へ所労の旨早速申達へし。平癒出勤の節を監生へ達へし」(同)とある。長期にわたる病気療養は「下宿」(自宅等のへ引き揚げ)の上、快復を待つが、弘前藩では30日、前橋藩では50日、佐倉藩では100日を限度に一旦退寮となった。

病者にたいする管理的態度は、家中教育の制度化とりわけ就学強制を伴う教育的施策の展開と結びついて現れたように思われる。明治に入って定められた規則中に、医師の検査・診察を受けるよう指示したものが増えるのは、必ずしも医療制度の整備に拠るとばかりは言えない事情がある。鳥羽藩では、一両日の加療で快復しない場合は、「医師検査ヲ受、病症書取差出退塾」(127)する決まりであったし、松江藩でも「病院検査ノ上容体書ヲ以テ申届」(2-471)ることになっているが、いずれも修学の可否を客観的かつ正当に判断しようとする目的をもっていった。

また、すでにいくつかの藩校で、就学猶予の理由として病弱・身体的劣性を認める傾向にあったが、区別し把握することにおいて、これも同じ線上の問題であったと考えられる。小諸藩では、「童子八歳ニシテ入学ノ事。但性質虚弱或ハ事故アル者ハ其旨父兄ヨリ学監へ相達スヘキ事」(1-559)と定め、前橋藩でも学齢に達しているが「病身其外ニテ」入学できない者は届けよと命じている。8歳から30歳までの文武修業を年齢ごとに示した高島藩でも、「稟賦虚弱ニシテ定ノ如ク入学難成者」(541)には、配慮がなされた。出石藩は15歳から35

生徒（および教師的生徒）の疾病に対する規定を設けていた藩の一覧

	藩名	規定表題	条項	成立年	理由
1	岸和田	—	8、12、13	明治4年カ	(1)
2	鳥羽	学塾規則	8	〃	(1)
3	名古屋	在舎学生規則	1, 3, 7, 14	慶応2年	(1) (4)
4	佐倉	(補講読之定) 寄宿寮規則	1、ほか 14、	天保11 明治3年カ	(1) (1)
		☆局中規則	8	〃	<1>
5	彦根	享和元年達 明治四年布告	1、5 2	享和元年 明治4年	(1) (1)
6	西大路	学校掲示	13	明治2年	(1)
7	岩村	学校規約	20	—	(1)
8	松代	(規則) 心得書	3 7	慶応4年 明治3年	(1) (1)
9	高島	稽古所定 生徒入学ノ規則	14 1	享和3年 —	(2) (2)
10	小諸	覚	1	明治3年	(2)
11	前橋	書生寮規則 (心得)	8 7	— 明治3年カ	(1) (2)
12	高崎	規則	17	慶応3年	(3)
13	館林	達 達書	1 9	安政3年 安政4年	(2) (1)
14	足利	約束七章	5	明治4年	(4)
15	弘前	行儀規 寄宿寮規則	1、7 11	寛政11年 明治4年	(1) (4) (4)
16	米沢	興讓館戒令 ☆興讓館当直勤方 規条 定詰生心得 (被仰出)	2, 4, 6, 15, 28, 32 2, 3 13 17	安永6年カ 明治4年 明治4年 〃	(1) (4) <4> (1) (4)
17	福井	☆ (〃)	—	安政3年 〃	(1) <4>

		外塾規条	23	明治4年 ^カ	(1)
18	鯖江	進徳館規則	5	弘化3年	(1)
		進徳館学規	10	〃	(4)
19	加賀	(申渡)	—	文化3年	(1)
20	新発田	定	3	明治2年	(1)
21	清崎	生徒罰則	—	—	(1)
22	宮津	覚	5	明治4年	(1)
23	出石	学規	5	明治2年	(2)
		功令	—	明治3年	(2)
		市校定	4	〃	(1)
		郷校定	4	〃	(1)
24	鳥取	(申渡)	1	万延元年	(2)
		(申渡)	2	文久元年	(1)
25	松江	寮則	7	嘉永2年	(1)(4)
26	津和野	(達)	—	安政3年	(1)
27	赤穂	博文館規則	—	—	(1)
		進修塾中規則	—	—	(1)
28	福山	(退塾)	—	—	(4)
29	山口	明倫館内規条々	6	享保5年	(4)
		達	7, 8	元治元年	(1)
		教諭申聞ノ条目	3, 10	嘉永4年	(1)(4)
		校則	5, 8	慶応4年	(1)
30	岩国	中学条例	17, 20, 24 29, 39	明治4年	(1)(4)
31	豊浦	布令	5	寛政4年	(2)
32	田辺	学校規則	—	明治3年	(2)
		舎則	—	〃	(4)
33	徳島	小学校規則	1, 15	明治4年	(2)
34	高知	文武御制度	12	—	(1)

注) 表中☆印は、教師あるいは教師的生徒に対する規定である。推定による成立年には、「カ」と付してある。

歳までを修学すべき年齢としたが、「激職・多病」は十分に猶予の理由になった。しかしそれらは、文武芸術の成就の程度に応じて家督に制約を加えた館林藩のように、病身を届けさせることによって、むしろ他日の挽回を保証したのであり、藩士にとっては身分を保持し家禄を確保して、主君に忠勤を励む上で極めて重要な意味を持ったのである。近世の教育の中では、自己の向上を拒絶する「怠惰」とは異なる病気や虚弱は、決して切り捨てられる理由とはならなかったということである。

病者に対する管理的傾向は、罹病の自己（父兄）申告の強制に始まり、学校当局による事実の客観的把握という方法を導いたが、それでも療養は個人的・自発的問題であった。しかし、明治にはいると、生徒を隔離あるいは登校禁止として、療養させる措置を講ずる藩が現れた。岸和田藩では「疥癬其他伝染病ニ罹ル者」(1-43)の、高崎藩では「伝染致シ易キ病症ノ者」(585)の登校を禁じている。それは今日では至極当然であろうが、伝統的に学校において、人間の生き方や学ぶ姿勢と隣り合わせてきた疾病が、正しく身体的問題として教育と一線を画したことを象徴する、出来事であったように思われる。

(文中、カッコ内の数字は『日本教育史資料』の分冊と所蔵ページを示す。)

(名古屋大学医療技術短期大学部教授)